

函館市監査公表第6号

函館市長から「定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法第199条第12項の規定により、公表する。

平成21年3月26日

函館市監査委員 近 江 茂 樹

函館市監査委員 佐 藤 憲 一

函館市監査委員 小野沢 猛 史

函館市監査委員 工 藤 恵 美

函 保 企
平成 2 1 年 3 月 1 2 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 西 尾 正 範

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により,次のとおり通知します。

部局名	保 健 所	
監査の種類	定期監査・その他()	
監査等実施期間	平成20年9月29日～平成20年11月25日	講評日 平成20年11月26日
指 摘 事 項 等		
(2) 個別的事項		
ア 収入事務について 「衛生試験所手数料について」		
<p>調定年月日および納入通知書の発付年月日については,検査結果確定日(以下「確定日」という。)に手数料額が決定することから,調定年月日については,地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第154条および函館市会計規則(昭和39年規則第9号)第18条の規定に基づき,確定日を調定日とするとともに,納入通知書についても,函館市会計規則第20条の規定に基づき,確定日を発付年月日と明示し,発付印を押印のうえ,発付年月日から20日以内の納期限を記入した納入通知書により納付させるべきところ,当該検査月の翌月の初めの日による調定日および納入通知書の発付日としていたことから,地方自治法施行令および函館市会計規則に則って適正な事務の執行の徹底を図られたい。</p>		
措 置 内 容		
<p>衛生試験所手数料の調定年月日につきましては,指摘後,直ちに確定日を調定日とするとともに,納入通知書につきましても,確定日を発付年月日とした納入通知書に改めております。</p>		